

【 処置 】

3 4 8 いぼ焼灼法及びいぼ等冷凍凝固法の算定について

《令和 6 年 1 0 月 3 1 日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する J 055 いぼ焼灼法又は J 056 いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められる。

- (1) 尖圭コンジローマ
- (2) 軟性線維腫
- (3) 軟性線維腫二次感染
- (4) 尋常性疣贅
- (5) 日光角化症

また、算定回数は、原則として週 1 回（月 5 回）まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

いぼ等冷凍凝固法は、液体窒素を用いて凍結を繰り返し実施して病変部を壊死させる治療法で、疣贅治療の第 1 選択として最も頻用されている。

上記(1)から(5)の傷病名は、いずれも疣贅が出現する疾患であり、上記治療法が有用であると考えられる。

いぼ焼灼法は、電気メス等を用いて局所麻酔下にて病変部を焼灼する治療法で、標準治療で効果がない場合の治療の選択肢の一つとして推奨されている。

上記治療法は、病変部に発赤や水疱が出現することがあるため、症状により 1 週間から 2 週間の間隔をあけて実施する必要がある。

以上のことから、上記(1)から(5)の傷病名に対する J 055 いぼ焼灼法又は J 056 いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められ、その回数は週 1 回（月 5 回）まで認められると判断した。

なお、尖圭コンジローマの外科的治療には、K 747 肛門尖圭コンジローム切除術、K 824 陰茎尖圭コンジローム切除術、K 856-4 膣壁尖圭コンジローム切除術があることから、算定にあたっては留意する必要がある。